

坂東市空家等の適正管理に関する条例の概要

条例制定の背景

近年、人口減少、既存建築物の老朽化、並びに都市部への移住傾向等に
伴い、年々、空家等が増加しています。

適切な管理が行われていない状態の空家等は、防災や防犯などの保安上、
環境衛生上、地域の活性化や景観保全等、様々な面から市民生活に悪影
響を及ぼす恐れがあります。

こうした中、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その
生活環境の保全を図り、合わせて空家等の利活用を促進するため、平成
26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家
特措法」という。）が制定されました。

このような状況を踏まえ、本市においても、空家等に関する施策を総合的
かつ計画的に推進し、安全安心なまちづくりの推進に寄与するため条例
を制定しようとするものです。

条例（案）の要旨

第1条（目的）

空家等の適正な管理に関し必要な事項を定め、安全安心なまちづくり
の推進に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

空家等、特定空家等、管理不全な状態、所有者等に関する用語の定義に
関する規定

- （1）空家等 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう
- （2）特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等
をいう
- （3）管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態であることをいう

ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

エ その他周辺の生活環境保全を図るために放置することが不適切である状態

(4) 所有者等 市内に所在する建築物又はその敷地を所有し、又は管理する者をいう

第3条（空家等の所有者等の義務）

所有者等の管理義務に関する規定

第4条・第5条（情報提供・現況調査）

市民からの情報提供、空家等の現況調査に関する規定

第6条・第7条・第8条（助言又は指導・勧告・措置命令）

管理不全な状態である空家等に対する助言又は指導・勧告・措置命令に関する規定

第9条（公表）

措置命令に従わない者の公表に関する規定

第10条（立入調査）

空家等への立ち入り調査に関する規定

第11条（代執行）

措置命令を履行しない場合の代執行に関する規定

第12条（緊急安全措置）

特定空家等が危険な状態であり、措置命令、代執行等の措置を執るいとまがない急迫した状態にある場合の緊急安全措置に関する規定

第13条（関係機関との連携）

警察その他の関係機関に対し、協力を要請に関する規定

第14条（委任）

施行に関する規則への委任規定